歌志内市立学校における 働き方改革アクション・プラン

平成31年1月 令和2年3月(改定) 令和5年3月(改定)

歌志内市教育委員会

はじめに

現在、学校には、学習指導要領のねらいや社会からの要請等を踏まえ、児童生徒に対する 指導を一層充実させることが期待されており、その実現に向けては、教職員が授業や授業準 備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められ る環境を構築することが必要です。

北海道教育委員会(以下「道教委」という。)が平成28年度において実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」の結果では、小学校では2割、中学校では4割の教諭が、週60時間を超えて勤務しているという教職員の長時間勤務の実態が明らかとなり、教頭に至っては、小・中学校とも7割となっており、時間外勤務の縮減に向けた「学校における働き方改革」の取組が喫緊の課題となっています。

このような状況の中、道教委では、学校における働き方改革を進めるため、業務改善の方向性を示した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」を平成30年3月に策定し、市町村教育委員会へ通知するとともに、地域の実情に応じた取組を実施するように求めています。

こうしたことから、歌志内市教育委員会(以下、「市教委」という。)では、道教委が策定したアクション・プランを参酌しつつも、歌志内市立学校において、より実体的かつ実効性のある「働き方改革」の取組を推進するため、「歌志内市立学校における働き方改革アクション・プラン」を策定しました。

アクション・プランの策定に当たっては、「策定すること」自体を目的とするのではなく、実際に歌志内市立学校において取組むことが可能である業務改善の内容について、協議・検討を重ねながら、市教委と市立学校が一体となって連携を図ることにより、真の「働き方改革」が推進できるとの考え方を共通の認識としています。

今後においても、学校、家庭、地域、行政が密接に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教員が教育活動に専念できる環境の整備に努めてまいります。

1. アクション・ プランの性格

- (1) 本プランは、北海道教育委員会が作成した「学校における働き方改革北海道アクション・プラン」に基づき、歌志内市立学校における働き方改革を進めるため、市教委が策定し、学校の取組を促すものです。
- (2) 本プランについては、今後の国や北海道の動向、学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

2. 取組の方向性

- (1) これまでの学校における働き方を見直し、教員が業務の効率化を図りながら質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることにより、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い、教育の質を高めていくという働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を進めます。
- (2) 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、地方公共団体、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性を考慮しつつ、 その解決に向けて取組んでいくことが重要です。

3. 教育委員会の役割

市教委は、歌志内市立学校における働き方改革を進めるため、地域や学校の実情に応じた取組を主体的に実施します。

また、働き方改革を進めるための計画や教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めます。

4. 学校の役割

校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組 を関係機関と連携しながら、主体的に推進します。

また、「勤務時間」を意識した働き方を進め、教職員一人ひとりの「意識改革」に努めるとともに、時間外勤務の縮減に向け、日頃から教職員の勤務状況や校務の推進状況を把握し、教職員の健康管理、校務分掌の見直しによる業務処理体制の改善に努めます。

5. アクション・プランの期間

取組期間は北海道アクション・プランと合わせ策定時から令和5年度までの1年間とします。

6. アクション・プランの目標

働き方改革を進めるために当面の目標を次のとおり設定し、早期実現を図ります。

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を1か月で、45時間(1年単位の変形労働時間制を適用する場合は42時間)以内、1年間で360時間(1年単位の変形労働時間制を適用する場合は320時間)以内とします。

- ※ 教育職員が児童生徒に係る通常予見することができない業務で、一時的又は突発的に勤務 せざるを得ない場合は、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次の各 号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とします。
 - (1) 1か月時間外在校等時間 100時間未満
 - (2) 1年間時間外在校等時間 720時間
 - (3) 1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月
 - (4) 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間**外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80時間**

この目標を達成するするため、市教委は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努める。また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検証し実施していくこととします。

【働き方改革を進めるため、令和5年度末に目指す指標】

- 1 部活動休養日(年間①平日週1日52日+週末週1日52日)+②学校閉庁日9日 (①と②の重複分を除く。))を全ての部活動で実施します。
- 2 変形労働時間制を活用します。
- 3 定時退勤日を月2回以上実施します。
- 4 学校閉庁日を年9日以上実施します。

市教委は、PDCAサイクルを活用し、毎年度末に進捗状況を把握・検証を行い、必要に応じて取組の見直し等の検討を行います。

7. 保護者や地域住民等への理解促進

教員の長時間勤務を改善し、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが、学校教育の質の向上につながります。子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければならず、その基礎となるのは信頼関係や共通認識であり、これら取組に当たっては、保護者や地域住民等の理解を深めてもらう必要があります。

このため、学校においては、保護者や地域住民等に対して、理解と協力を得るためにも、業務改善や教職員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付けるとともに、 市教委や保護者等との連携を図りながら、学校における働き方改革について、保護者や 地域住民等への普及啓発を進めていきます。

8. 具体的な取組

市教委及び学校は、地域や学校の実情を踏まえ、次の取組を行います。

Action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 学校課題に応じた専門スタッフ等の配置

学校の課題に応じて特別支援教育支援員、非常勤講師、ALT(外国語指導助手)を継続して配置するとともに、引き続き道教委に対し、スクールカウンセラーや各種教職員定数加配について要望します。

(2) ICTの活用や校務支援システムの活用促進

全教員に一人1台整備している校務用パソコンを活用した情報の共有化や業務の効率化を図るとともに、教員の事務負担の軽減を目指し校務支援システムの活用により業務の省力化を図ります。

(3) 地域との協働による学校を応援・支援する体制づくり

学校を核として、地域全体で、子ども達の学びや成長を支える取組が推進されるよう、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」を活用します。

Action2 部活動指導に関わる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施

市教委は、生徒や担任教員等の健康・安全はもとより、けがの防止・心身のリフレッシュを図る観点から、全ての部活動における休養日等の完全実施に向けた取組を進めます。

● 部活動休養日の実施

- ・毎週平日の1日は、休養日を実施します。 (年間52日以上)
- ・毎週土曜、日曜又は祝日に休養日を実施します。(年間52日以上)
- ・学校閉庁日は部活動休養日とします。(夏季休業期間内3日、年末年始の休日6日)
- *1 休養日には、 学校で行う朝練習や自主練習も行いません。
- *2 休養日に大会への出場又は練習試合等がある場合は、別の日に振り替えます。

② 部活動の活動時間

- ・平日は2~3時間程度
- ・土曜日、日曜日、祝日及び長期休業期間中は、次に該当する場合を除き、3時間程度
- *1 大会等への出場、練習試合、合宿を行う場合
- *2 中体連等が主催する大会の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合
- ※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱の詳細については、「歌志 内市立義務教育学校における部活動の方針」による。
- (2) 複数顧問の効果的な活用 特定の教員に負担が偏らないように原則として複数顧問の配置を推進します。
- (3) 部活動の地域への移行や合理的な部活動の推進

休日の部活動について、段階的に市内や周辺へ地域の活動へと移行できないか 検討するとともに、学校とともこれからも減少することが予想される生徒の規模 に合わせ部の数の適正化を検討します。

Action3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

(1) ワークライフバランスを意識した働き方改革の推進 学校における働き方改革を着実に実施するために、教員一人ひとりがワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点を持ち、積極的に実践することができるよう次の取組を進めます。

- 1 月2回以上の定時退勤日の実施
- 2 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施
- 3 15日以上の年次有給休暇の取得促進 (年5日以上を確実に取得。まとまった日数の連続した取得を促進。)
- 4 仕事と育児・介護等の両立支援

(2) 人事評価制度等を活用した意識改革の推進

- 市教委は、学校における働き方改革に向けた取組状況を管理職員の人事に反映することとし、学校においては、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、教員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する目標等を設定します。
- ② 校長は、教員自らが考えて主体的に働き方改革を進めるよう促すなどして、全教員で 取組むことや1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員に対しては、校長は当該

教員と業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、時間外勤務の縮減方策を具体的 に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組むこととします。

(3) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

教員が心身の健康を保持するため、長期休業期間中に学校閉庁日(年間9日以上)を 設定し、休養を取りやすい環境を整備します。

● 設定期間

- ・夏季休業期間中においては、8月15日前後に学校の実情に応じて設定します。
- ・冬季休業期間中においては、年末年始に合わせ連続した学校閉庁日となるよう 学校の実情に応じて設定します。

2 服務上の取扱い等

- ・年次有給休暇、夏季休暇、勤務日の振替等とします。
- ・休暇の取得を強制しません。
- ・学校閉庁日に出勤することも可能です。この場合において、学校の解錠・施錠は出 動する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要とします
- ・学校閉庁日は、部活動休養日に設定します

❸ 保護者への周知

・学校から学校だよりにより保護者へ周知します。

4 緊急時の連絡体制

- ・保護者等からの緊急時の連絡の受付は、市教委で対応します
- ・必要があるときは、市教委から学校長へ連絡します

(4) 事務機能の強化・業務の効率化

教員と事務職員との一層の業務連携等による業務の見直しと事務機能の強化を図るため、引き続き、学校へ事務補助員を配置していきます。

(5) 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

勤務時間の管理については、労働安全衛生法により、校長や服務監督権者である市教委等に求められている責務であることを踏まえ、出退勤管理システムにより、計測、記録します。

また、学校は、同システムにより計測、記録した在校時間数等を月毎に市教委へ報告するとともに、市教委は報告を受けた在校時間数等を市ホームページに掲載、公表します。

Action4 教育委員会による学校サポート体制の充実

(1)調査業務等の見直し

教員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、実施

の必要性を踏まえ、調査業務の精査・見直しを図るとともに、提出期間を十分に 確保し、一定期間に調査業務が集中することがないように取り組みます。

(2) 勤務時間に関する制度の有効

4週の期間内での変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における3時間45分の勤務時間の割振り変更など、教員の勤務時間に係る制度が有効に活用されるよう、学校に対して周知を図ります。

(3) メンタルヘルス対策の推進

教員のメンタルヘルス対策を推進するため、市長部局と連携し、1年に1回ストレスチェックを実施し、すべての教員が参加するよう、周知を図ります。

また、ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された場合における健康相談体制の確立に向けた検討を進めます。

(4) トラブル等に直面した際のサポー ト体制の構築

生徒指導上の諸問題が深刻化し、学校だけでは解決が困難な事案や児童生徒の生命・身体の安全を脅かすなど緊急な対応を必要とする事案等が発生した場合は、市教委で支援を行います。